

平塚市消費者啓発物品配布申込要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市（以下「市」という。）が作成した消費生活に関する啓発物品、その他市が配布することが適当と認めるもの（以下「物品」という。）を配布する際の取扱いについて定めるものである。

(配布対象者)

第2条 平塚市民、消費生活に関連する団体等

(配布目的)

第3条 消費生活に関する啓発・教育のためのイベント及び講座等における配布に限る。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その配布は認められない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (3) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関するものと認められるとき
- (4) 営利目的の活動に配布するものと認められるとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が利用について不適當であると認めるとき

(配布の申込手続)

第4条 物品の配布を希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ電話等でその旨を連絡し、平塚市消費者啓発物品配布申込書（別記様式）に必要事項を記入の上、市に提出するものとする。

(申込書による管理)

第5条 市は、配布の申込みを受け付けた場合は、希望者から提出された当該事業の「申込書」をもって記録整理しておくものとする。

(配布の申込みの取消し)

第6条 市は、希望者がこの要領に定める事項を遵守しなかったときは、その申込みを取り消すものとする。この場合、希望者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(配布に伴う費用)

第7条 物品の提供は、無料とする。なお、物品の配布に伴う搬入及び搬出に要する費用並びに利用に当たって必要な一切の費用は、希望者の負担とする。

(著作権)

第8条 希望者は、物品の著作権を侵害してはならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、物品の貸出しについて必要な事項は、市が決定する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。